

第9回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、報告第7号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案説明を求めます。

保健安全・特別支援教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

保護者負担は、現在、何円ですか。

保健安全・特別支援教育課長) 保護者負担は、現在のところ小学校は287円、中学校が332円でございます。

補助金が幾ら入っているかをもう1度説明しますと、既に入っている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が23円、小学校が入っております。このたび、補正予算成立しました重点支援地方交付金が6円。ですので、小学校に当たっては23円と6円を合わせて29円の国の補助が入っております。中学校は同じ計算で35円、国の支援が入っております。

河 盛 委 員) 保護者負担の額と条例の額が違うのは、毎回、経過措置で附則をつけることになりますか。

保健安全・特別支援教育課長) はい。

河 盛 委 員) 今後もそういうことですか。

保健安全・特別支援教育課長)

はい、そのようにさせていただいております。

極楽地委員)

おとしぐらいから、この交付金だったり、物価高騰の国の補助があったと思うのですが、河盛委員がおっしゃるように、その都度、規則を変更されたり、すごく事務処理の手続が大変だなと思っていました。その都度、こうやってしないといけな
いのかどうか、その辺り、働き方改革ではないですが、できる
ことはないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

保健安全・特別支援教育課長)

我々の事務に御配慮いただきまして、大変ありがとうございます。
やはり、この給食費を設定するに当たりましては、近
隣他市町と比較して、突出することは難しいと考えております。
もちろん質は非常に大事ですが、給食費を上げることは、今後、
保護者負担が増えるということでございますので、慎重に上げ
ていかざるを得ない部分がございます。

このたび、6円と7円にした理由としましては、市長部局か
ら、この支援交付金があるということで、学校給食が今後、物
価高騰を見込した際に、また不足するのではないだろうかとい
う市長部局の配慮がございまして、それであれば幾らが妥当か
を計算いたしました。

あくまで推計になりましたので、何が妥当かと考えたときに、
日銀が出している経済の動向というレポートが5月と7月に、
また出たのですが、5月の段階で出たのは2%の物価上昇が見
込まれるということでございましたので、その2%に等しい額
で、今回の6円と7円を計上しております。

このように、安くしつつ上げることは、事務処理がとても大
変ですが、上げる根拠が大変重要になってくると思いますので、

そこは慎重に進めていきたいところでございます。

教 育 部 長) 補足をいいですか。

極楽地委員がおっしゃった、何で規則改正をしないといけな
いのかという部分につきまして、2つ理由があります。1つは、
今回、保護者負担の分だけは据え置きですが、この規則で言う
と5条3項のところ、例えば教員とか、それ以外に来校された
方が食べられる分は、本来の金額で頂きますので、そこを規則
では根拠として明記しておかなければいけないところです。

もう1つは、国の重点支援地方創生臨時交付金を充てるに当
たりまして、きちんとそれが、こういうふうに充てられている
ことが規程上、見えるようにしておくように、国からそういう
要請もございまして、都度、規則改正をするようになってござ
います。

極 楽 地 委 員) 本当に、都度、根拠をいろいろお示しいただいて、大変だ
なと思っています。ただ、中学校給食の是非が、協議会でもお
伝えしていると思うのですが、保護者でも賛否がある中、始ま
って、今、5年ぐらい、もうちょっとでしょうか。

保護者の皆さんからは、義務教育を卒業されて、高校に行か
れてから、芦屋の給食でよかった、と感謝のお声をたくさんい
ただいています。私自身も、芦屋の小学校・中学校の給食があ
って、子どもたちの成長、食育、体の成長も兼ねて、本当にあ
りがたかったと身に染みて実感しております。大変だと思うの
ですが、これからも芦屋の給食を、ぜひ未来に守っていただ
くようにお願いしたいと思います。

市長も、学校給食について、無償化の是非や制度設計につい

て言われていると思うのですが、私も単なる給食費の議論だけではなく、芦屋ならではの思いだったり、歴史だったりは一っかりと受け継いでいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

河 盛 委 員) 給食費の減免とか免除の話ですが、まず免除は生活保護の方ですね。減免は、ここに書いてある、主に災害とかのことがありますが、例えば生活保護ではないけど、著しく所得の低い方がいます。そういう方については、一切減免がないのでしょうか。

教 育 長) これは、管理課でしょうか。

管 理 課 長) 就学援助は。

保健安全・特別支援教育課長) 先ほど少し出たのですが、扶助費という形で就学援助費が小学校に関しましては、およそ1,600万円計上されておりました。対象は382名でございます。

小学校の特別支援教育の方、37人。中学校に関しては185人。中学校の特別支援も9人、就学援助を受けられる方については、直接市が補助している形になります。

教 育 長) 就学援助の基準として、生活保護世帯ということでしょうか。

管 理 課 長) 生活保護世帯は要保護世帯という言い方で、修学旅行費を除いて生活保護費から支給されます。もう1つ、市で実施しているのが、準要保護世帯、要保護に準じている世帯という位置づけで、それは大体、本市の場合は、生活保護の基準額の1.4倍の収入で線を引いておりまして、そのラインの中の収入であれば、先ほど申し上げましたとおりの支給をしている。ほぼほぼ、各市とも同等の扱いになっております。

教 育 長) だから、就学補助の申請をされたところが、給食費をこちらで見ているということですか。

河 盛 委 員) 減免ではなくて、免除ということですか。

教 育 長) 免除ですね、全額免除です。

保健安全・特別支援教育課長) そうですね。全額、保護者負担額相当をということになります。

教 育 長) そのようになっています。
特別支援が半額でしたか。

保健安全・特別支援教育課長) 特支はたしか半額でした。

教 育 長) 半額ですね。

管 理 課 長) 国からも補助が、特支は。2分の1が入っています。

教 育 長) 私も以前に担当していたのですが、価格について、これまでの歴史的には、消費税が上がるタイミングで給食費も触ってきています。最初の設定は二百何十円とか、きっちりとした数字で決められていたことから、あとは消費税分だけを上げていっていたという経緯があります。コロナ後は、物価の変動もあり、きっちりとした数字が読みにくくなりました。本来でしたら、10円未満を切り捨て330円や350円で決めていきたいところですが、根拠として、何十何円上げるという根拠は何かというところが答えにくいところがあります。

それでいくと、今、出たようなレートが1つと、物価指数とかその辺の指数と、近隣の上げ具合もみながら、芦屋としてもこの数値で行きましょうというところなんです。それで、どうしても改定という流れになるのですが、できれば向こう5年ぐらいは、金額を動かさずに行きたいところですが、その根拠を示す

ことが難しいです。

極 楽 地 委 員) 御案内の適正価格委員会で、その辺はお話しされて。

教 育 長) それは、はい。

極 楽 地 委 員) 合意でという形なのですね。

教 育 長) はい。上がってきた経緯も述べさせてもらっています。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第7号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」の報告を受けたものいたします。

教 育 長) 閉会宣言